

都市計画法 5 3 条申請について

都市計画法 5 3 条許可申請とは

将来の事業実施を円滑に行えるよう、都市施設の計画区域の建築物の建築に一定の制限を課すもの。

(都市計画事業が着手されている箇所については都市計画法 6 5 条申請が必要になります。)

許可条件

当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

- ・ 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。
 - ・ 主要構造部（建築基準法第二条五号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- (上記にあてはまるもの全てが認められるわけではありません。最終的には申請毎に個別判断いたします。)

申請資料

都市計画法 5 3 条許可申請書とともに、次に掲げる図書を 2 部添付してください。

- 1 配置図（敷地内における建築物の位置を表示した縮尺 5 0 0 分の 1 以上のもの）
- 2 各階平面図で縮尺 2 0 0 分の 1 以上のもの
- 3 2 面以上の立面図で縮尺 2 0 0 分の 1 以上のもの
- 4 位置図（縮尺 1 5 0 0 0 分の 1 の都市計画図または住宅地図）
- 5 その他参考となるべき事項を記載した図書

申請先

福津市役所 都市管理課（福津市中央 1 丁目 1 番 1 号）

0 9 4 0 - 6 2 - 5 0 3 6